

6 監公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 19 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 國廣 政 則

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

教育部

教育総務課 学校教育課 教育指導室 社会教育課 文化振興課
運動公園整備推進室

3 監査の範囲

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

5 監査の実施日

令和 6 年 1 月 11 日（木） 教育総務課 学校教育課 教育指導室

令和 6 年 1 月 12 日（金） 社会教育課 文化振興課 運動公園整備推進室

6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に事務処理されていると認める。